

契約書3-3約款削除について（建設工事）

※同じ番号の契約書をご使用ください。

この手引きで塗りつぶしている条項は、約款では見え消し線で削除済みです。

また、第60条以下についても削除済みです。

塗りつぶしていない条項については、受注工事の内容に合わせて約款の削除・加入をお願いします。

該当事項（条項）	記入内容及び修正内容	余白上部記入事項									
第4条（B）	全文削除	第4条（B）全文削除									
第10条第1項第2号	1 契約金額が3500万円（建築一式は7000万円）未満の場合 (A) [] 主任技術者 (B) [] 監理技術者 (C) 監理技術者補佐（建設業法～以下同じ。）	第10条第1項第2号 (B) (C) 削除									
	2 契約金額が3500万円（建築一式は7000万円）以上で下請金額の合計が4000万円（建築一式は6000万円）未満の場合又は下請の予定がない場合 (A) [専任の] 主任技術者 (B) [] 監理技術者 (C) 監理技術者補佐（建設業法～以下同じ。）	第10条第1項第2号 (A) 3字加入 (B) (C) 削除									
	3 契約金額が3500万円（建築一式は7000万円）以上で下請金額の合計が4000万円（建築一式は6000万円）以上の場合、どちらかを選択 (A) [] 主任技術者 (B) [専任の] 監理技術者 (C) 監理技術者補佐（建設業法～以下同じ。） (A) [] 主任技術者 (B) [] 監理技術者 (C) 監理技術者補佐（建設業法～以下同じ。）	第10条第1項第2号 (A) (C) 削除 (B) 3字加入 第10条第1項第2号 (A) 削除									
第35条第3項	全文削除	第35条第3項全文削除									
第4項	全文削除	第35条第4項全文削除									
第5項	〔（第3項の～10分の6）〕〔（中間前払金の～次条において同じ。）〕〔（中間前払金の～第37条までにおいて同じ。）〕を削除	第35条第5項116字削除									
第6項	〔（第3項の～3分の2）〕を削除	第35条第6項31字削除									
第7項	〔（第3項の～3分の2）〕を削除	第35条第7項31字削除									
第38条第1項	下の表を確認し、「工期中〇回」に記入すること <table border="1" data-bbox="541 2131 1413 2383"> <thead> <tr> <th></th> <th>前払金求めない</th> <th>前払金求める</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>請負金額が500万円以上1000万円未満</td> <td>2回</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>請負金額が1000万円以上</td> <td>3回</td> <td>2回</td> </tr> </tbody> </table>		前払金求めない	前払金求める	請負金額が500万円以上1000万円未満	2回	1回	請負金額が1000万円以上	3回	2回	第38条第1項1字加入
	前払金求めない	前払金求める									
請負金額が500万円以上1000万円未満	2回	1回									
請負金額が1000万円以上	3回	2回									
第48条第2項第1号	〔若しくは中間前払金〕を削除	第48条第2項第1号9字削除									
第52条第3項	〔（第61条において準用する場合を含む。）〕 〔又は中間前払金〕〔及び中間前払金の額〕〔及び第62条〕 〔及び中間前払金〕〔及び中間前払金額〕〔又は中間前払金〕を削除	第52条第3項61字削除									
第56条第9項	全文削除	第56条第9項全文削除									

第60条以下削除

☆注意事項☆

- ・削除部分は二重線で見え消し削除してください。
- ・約款上部の訂正文言に訂正印の押印をお願いします。
- ・句読点、かぎ及び括弧等は、字数に数えません。
- ・ご不明な点がございましたら契約検査課までご相談ください。

☆訂正文言記入・訂正印押印場所☆

第〇条△項□字削除
第〇〇条全文削除

第〇条

第〇〇条

第〇△条

訂正印は訂正文言の一部にかかるとように押印してください